



ほっと 25 号

道家連ホームページ

<http://do-ren.ciao.jp>



✿ 新年のご挨拶

北海道知的障がい児・者家族会連合会
会長 石川 誼

新年あけましておめでとうございます。

平素より当家族会連合会に対して、多大なるご支援、ご協力そして活動に深いご理解を賜り心より感謝申し上げます。さて、昨年は『2017 年今年の漢字』に「北」が選ばれました。その理由の一因として、繰り返される弾道ミサイルの発射や核実験の強行など、北朝鮮の動向に脅威と不安を感じずにはいられない年でした。

このような中、国政にあつて重要な問題を抱えながら十月には大義なき解散総選挙が行われました。

一方、私達、道家族会連合会は昨年の総会では、私が一番望んでいた道内主要四政党の代表の議員にご出席していただき意見交換が実現した事であります。

このことが縁で当時の民進党であります、国会議員 4 名、道議会議員 7 名の 11 名の議員と政策懇談会が、当家族会連合会 7 名とで、開催されております。

この結果、出席して下さった鉢呂吉雄参議院議員が「道家連」の、要望 7 項目を厚生労働省に対して回答を求めたところ、何ら回答らしきことはなく問題のすり替えが目につきました。

これには懲りず、今年他は他の政党ともこのような政策懇談会を設けたいと思っております。

又、全国知的障害者施設家族会連合会（全施連）は、昨年は組織の改革を行いました。従来は全て執行部任せだったのに対し、理事全員が参加する 4 部門に編成しました。

又、昨年は医療・介護・障害福祉の 3 つの報酬を同時に見直す「トリプル改定」の年でもあった「全施連」も「障害者福祉サービス等報酬改定に関する意見等」を厚労省に提出しました。

このことに関係があるのか、12 月中頃、突如として私達家族やその施設等に関する「食費補助加算ストップ」の話を、厚労省側が出してきました。

時間的余裕もなく、役員の皆様に相談することができずに「道家連」も反対署名に取り組み、国会議員等に実情を訴えた結果、加算ストップすることができました。

そして、今年北海道命名 150 年という大きな節目に、「道家連」も私たち家族が直面している問題について情報共有を図りながら解決に向け全力を投じて参る所存です。

本年も会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

今年一年皆様にとりまして良き年になりますようお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

民進党北海道との政策懇談会

2017年9月4日（月）13:00～14:00、ホテル 3F 多目的ホール A で、民進党北海道と道家連との政策懇談会が開かれました。

民進党北海道からの出席者は11名、道家連からは7名が出席しました。

8月中旬に、民進党から道家連へ政策懇談会を開催したい旨のお便りが届きました。

道家連の要望などについて、政府や道庁に対し、来年度予算に盛り込むよう政策要望・提言を行いたいとのことで実現しました。

道家連として、7項目の要望書を用意して、各項目について詳しく意見を交換することを思い描いていたのですが、残念ながら時間的に無理がありました。

双方の自己紹介から始まり、7項目の要望書の経緯説明をしました。

実際には、我々の要望についての問題点を承知している議員は数少なく、こちらから初歩的な説明をする必要があったりしました。

今後、取り組むべき第一歩としては、こんなものかなと思っていましたが、後日、出席者のひとりである、鉢呂吉雄参議院議員より回答がありました。

厚労省の障害保健福祉部障害福祉課、障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、障害保健福祉部精神・障害保健課などから、項目ごとに回答されていました。

そもそも厚労省の政策が道家連の思いとは異なるので、7項目の要望をしているわけですが、今回の厚労省の回答も自らの政策の繰り返しに過ぎず、我々の求めるものとは乖離していると言わざるを得ません。

しかしながら、道家連の要望7項目に対して、初めて厚労省の各課からの回答を得ることができたのです。

これは、画期的な出来事です。

全施連が政策集団でしかない今、この乖離をなくすことが道家連の活動であると思います。

今回は民進党北海道との政策懇談会でしたが、党派に偏ることなく、我々の思いを真摯に受け止めてくれる党との繋がりを強めていくのは言うまでもありません。



* 平成 30 年度障害福祉サービス報酬改定について

障害福祉サービス報酬とは、道家連が関わる入所施設やグループホーム、生活介護事業所、就労支援事業所において、市町村から支援区分の認定を受けた利用者に対し、事業所等が支援を行う場合に、区分に応じた給付（報酬）が行われます。

すなわち、事業所を運営する社会福祉法人等は、この報酬の量によって利用者の支援を行っていますので、厚生労働省（国）がこの報酬を改定することにより、支援の量と質に大きく影響が出ることになります。

報酬を受ける事業者の関心が高いのは当然ですが、道家連としては、これが、利用者の生活や権利に関する極めて重要な事項と認識し、全施連や国会議員、政党等を介する形を含め、国等に対し要望等を行っております。

食事提供体制加算に対する緊急要望について

2017 年 11 月 27 日厚労省の第 15 回障害福祉サービス等報酬改訂検討チームにおいて、通所系施設の食事提供体制加算の廃止案が提案されました。

これに対し、日本障害者協議会、きょうされん、全施連等障害者団体は、緊急要望書により加藤厚労大臣等に加算の継続を要望しました。

道家連も全道的取り組みは出来ませんでしたが、一部国会議員に要請しました。この結果、加算の廃止については、「報酬改定の基本方向について」において、次のように記述され、30 年度改定においては、見送られることになりました。

「食事提供体制加算の経過措置のあり方の検討

当初は平成 21 年 3 月 31 日までの経過措置とされていたことを踏まえ、経過措置のあり方について検討する。

なお、食事の栄養面に配慮する支援について、調査研究等を行った上で、次期報酬改定に向けて、そのあり方を検討する。」

報酬改定の基本方向について

厚生労働省主管の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」は平成 29 年 12 月 8 日、「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」の文書を公表しています。

平成 30 年度の報酬改定は、この文書に沿って決められていくこととなります。

この文書によりますと、入所施設やグループホームに関しては、概ね次のように示されています。（厚労省 HP または、<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000187492.pdf> を参照してください。）

1. 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等

基本的考え方

○ 障害者の重度化や高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるよう、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図る。

○ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームの整備等を進める。

主な改定項目

- (1) 重度障害者や高齢の障害者等の地域移行・地域生活を支援するためのサービスの評価（略）
 - (2) 自立生活援助の報酬・基準の設定【新サービス】
 - (3) 地域生活支援拠点等の整備促進、地域移行・地域生活を支援するための生活の場の確保等（略）
 - (4) その他の障害福祉サービス等の報酬改定等
- (以下各項目についての詳細な記述は省略)

2. 障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上（医療的ケア児への対応等）（省略）

3. 精神障害者の地域移行の推進（省略）

4. 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

基本的考え方

○ 障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬（体系）を構築し、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進させる。

主な改定項目

- (1) 就労移行支援及び就労継続支援のサービスの質の向上（略）
 - (2) 就労定着支援の報酬・基準の設定【新サービス】等
- (以下各項目についての詳細な記述は省略)

5. 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

基本的考え方

○ 障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬（体系）を構築し、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進させる。

主な改定項目

- (1) 就労移行支援及び就労継続支援のサービスの質の向上（略）
 - (2) 就労定着支援の報酬・基準の設定【新サービス】等
- (以下各項目についての詳細な記述は省略)

6. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

基本的考え方

○ 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価したメリハリのある報酬体系とする。

主な改定項目

- (1) 効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し（略）
- (2) 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価
- (3) 横断的事項（略）

(以下各項目についての詳細な記述は省略)

7. その他

(省略)

総合支援法等の改正

平成 30 年 4 月には障害者総合支援法の一部改正が行われ、「障害者の望む地域生活の支援」のための施策が盛り込まれると聞いております。

この内容としては、(1) 自立生活援助の創設により、施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する者に対しては、1 年間、定期的巡回訪問や随時対応により、必要な支援を行う。

* * これは、入所施設から地域への移行をより積極的に勧めるための施策であり、地域において、一人暮らしを始めた、また一人暮らしの定着を目指して行けるように支援する業務を行うというものです。

(2) 一般就労をしたものに対しては、その就労定着に向けた支援を行う。

(3) 最重度の障害を持ち医療機関等に入院または入所中のものに対して、ヘルパーを引き続き利用できるようにする。

(4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用（介護保険の利用者負担を軽減する）の仕組みを作る。

* * これは、介護と障害福祉の両方のサービスを提供できる「共生型サービス事業所」の新設などで介護と福祉サービスの間にある壁を低くする狙いがあります。

現実には 65 歳以上になって、介護サービスを希望する障害者もいますが、「障害福祉サービスを受けているものであっても 65 歳以上は介護保険優先」の方針を定着させる狙いもあると言えます。